

令和4年3月3日
教育委員会3月定例会
報告事項 別冊
中央図書館

第4次横須賀市子ども読書活動推進計画

～第4次愛読プラン～

令和4年度（2022年度）～令和7年度（2025年度）

横須賀市教育委員会

目 次

第1章 子どもの読書活動をめぐる動向	1
1 子どもの読書活動の意義	1
2 子どもの読書環境の変化	1
3 国・県・本市の動向	2
第2章 第3次計画期間の成果と課題	3
1 第3次計画の概要	3
2 アンケート調査からみられる現状	3
3 第3次計画の成果指標達成状況	7
«第3次計画における取組の体系»	8
4 第3次計画の成果と課題	9
(1) 重点1 【家庭における読書活動の推進】	9
(2) 重点2 【小中学校における読書活動の推進】	10
(3) 第4次計画に向けた課題	11
第3章 第4次計画の具体的な取組	13
1 基本方針・目標	13
2 対象	13
3 計画の期間	13
4 第4次計画 取組の体系	14
5 成果指標（数値目標）	15
6 主な事業内容	16
子どもの発達段階に応じた取組	
(1) 乳児期	16
(2) 幼児期	17
(3) 小学生	18
(4) 中学生	19
(5) 高校生	20
環境整備	
(6) 市立図書館の充実	20
(7) 関係機関・団体との連携	21
(8) さまざまな障害のある子どもや、外国語を母国語としている 子どもへの読書環境の整備	21
7 進行管理	21

第1章 子どもの読書活動をめぐる動向

1 子どもの読書活動の意義

子どもは読書活動を通じて、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにし、多様な文化や世界を理解します。さらに、文学作品に加え、自然科学・社会科学等の知識を読み深めることにより、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探究心や真理を求める態度が培われます。

これらは、子どもが人生をより豊かに、そして主体的に生きていく上で欠くことのできないものであり、そのために読書環境の整備を社会全体で推進していくことが極めて重要となります。

2 子どもの読書環境の変化

第3次計画策定から4年が経過する中、子どもを取り巻く環境は、近年、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新により、社会構造や雇用環境が大きく、急速に変化し、予測が困難になっています。さらに新型コロナウィルス感染症拡大に伴う影響も深刻です。休校やリモート授業の検討、新生活様式の導入など、学校生活にも大きな変化を与えました。

一方、子どもたちが情報通信技術（ＩＣＴ）を利用する時間は増加傾向にあります。令和3年度から、本市の小中学校では1人に1台の端末が配置されました。また、スマートフォンの利用、家庭でのＰＣ・タブレットの普及により、電子書籍も選択肢の1つとなりました。さらに、通信ゲームやＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）の多様化により読書以外に興味ある分野が増大するなど、子どもを取り巻く読書環境の変化も急速に進んでいます。

その中で、子どもが様々な変化に主体的に向き合い、多くの情報から、正しい情報や目的に合った情報を選択する能力を持ち、その情報を基に自分の考えを形成し、表現するなど「新しい時代に必要となる資質・能力」を育むという観点からも読書活動の重要性が高まっています。

3 国・県・本市の動向

子どもの読書活動をめぐる国、県及び本市の主な動向は次のとおりです。

年	主な動向（国・県・市）
平成13年	〈国〉 「子どもの読書活動の推進に関する法律」の公布・施行
平成14年	〈国〉 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」
平成16年	《県》かながわ読書のススメ～ 神奈川県子ども読書活動推進計画～
平成17年	〈国〉 「文字・活字文化振興法」の公布・施行
平成18年	〈国〉 「教育基本法」の改正
平成19年	〈国〉 「学校教育法」の改正 【市】愛読プラン(第1次計画)(6年間)
平成20年	〈国〉 ・「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第二次) ・学習指導要領(小学校・中学校)・幼稚園教育要領 ・保育所保育指針・「図書館法」の改正
平成21年	〈国〉 ・学習指導要領(高等学校・特別支援学校) 《県》「かながわ読書のススメ～第二次計画～」
平成22年	〈国〉 「国民読書年」の取組(平成20年6月国会決議)
平成25年	〈国〉 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第三次) 【市】第2次愛読プラン(5年間)
平成26年	〈国〉 ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ・学校図書館法の改正 《県》「かながわ読書のススメ～第三次計画～」
平成29年	〈国〉 ・学習指導要領(小学校・中学校) ・幼稚園教育要領・保育所保育指針 ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改正 ・特別支援学校学習指導要領(小学部・中学部) ・特別支援学校教育要領(幼稚部)
平成30年	〈国〉 ・学習指導要領(高等学校) ・「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第四次) 【市】第3次愛読プラン(4年間)
平成31年 (令和元年)	《県》「かながわ読書のススメ～第四次計画～」 〈国〉 ・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)の公布・施行

第2章 第3次計画期間の成果と課題

1 第3次計画の概要

第3次計画では、「子どもの心豊かな成長につながる読書習慣を確立する」という目標を掲げ、以下の3つの基本方針を策定しました。

- 1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進
- 2 学校・保育園・幼稚園における子どもの読書活動の推進
- 3 関係機関・団体等における子どもの読書活動の推進

重点事業として、乳児期の「ブックスタート事業」で絵本の読み聞かせを実施するとともに、3歳児健診時の「ブックリストの配付事業」につなげることにより、読書を継続する働きかけを行いました。小中学校では、「魅力ある学校図書館づくり」を目指し、授業において学校図書館が利用しやすくなるなど、学校図書館の活性化につなげました。赤ちゃんから高校生まで、継続した読書活動を推進することで、子どもたちの読書習慣の確立を目指しました。

また、図書館・学校・関係機関等の連携により、子どもたちの身近に、本に親しむための読書環境を整える事業を展開し、子どもたちの豊かな心を育み、生きる力につなげることを目指しました。

2 アンケート調査からみられる現状

本市における子どもの読書の実態を把握し、次期計画に反映させるために横須賀市立の全小中高校のうち、対象学年の抽出1クラスに対してアンケートを実施しました。（令和2年11月が対象月）

～横須賀市の児童生徒の読書実態調査～

① 児童生徒に対する調査結果から

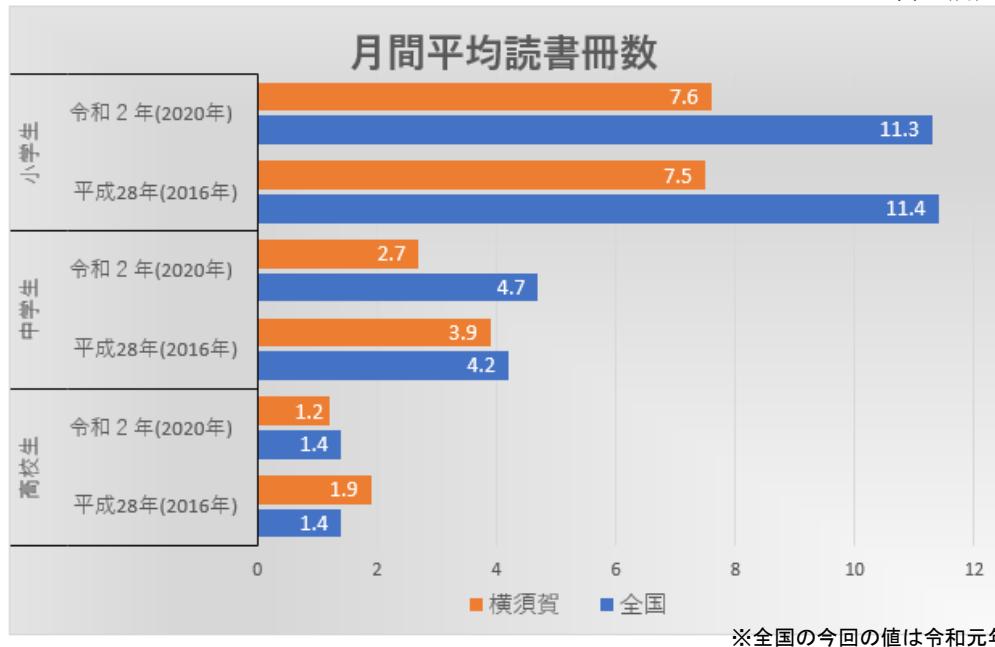
月間平均読書冊数全国比較

単位(冊)

		今回 令和2年(2020年)			前回 平成28年(2016年)		
		本	雑誌	マンガ	本	雑誌	マンガ
小学生	横須賀	7.6	1.2	10.4	7.5	1.5	8.5
	全国	11.3	3.0		11.4	3.7	
中学生	横須賀	2.7	0.9	9.3	3.9	1.7	9.8
	全国	4.7	2.3		4.2	1.7	
高校生	横須賀	1.2	0.5	4.7	1.9	0.7	6.0
	全国	1.4	0.9		1.4	1.3	

※全国の今回の値は令和元年

単位（冊）



ア. 本市の小中学生の本・雑誌の月間平均読書冊数は、平成28年、令和2年ともに全国平均を下回っています。また、本市の過去との比較では、小学生が微増なもの、中学生・高校生の冊数は減少しています。なお、コロナウイルス感染症拡大予防のため学校が休校になった影響は、令和元年度と令和2年度の比較になりますが、本について小学生は8.4冊から7.6冊へ減少し、中学生は2.3冊から2.7冊に増加しました。小学生は、学校図書館の閉館した期間があったことが、中学生は読書を使う時間が増えたことが、それぞれ読書量の変化に影響したと考えられます。

月間平均読書冊数（各年度比較）

小・中	市・全国	平成28年度 2016年	平成29年度 2017年	平成30年度 2018年	令和元年度 2019年	令和2年度 2020年	目標値
小学生	横須賀	7.5冊	7.5冊	7.1冊	8.4冊	7.6冊	9.8冊
	全国	11.4冊	11.1冊	9.8冊	11.3冊	調査未実施	
中学生	横須賀	3.9冊	2.8冊	2.7冊	2.3冊	2.7冊	5.1冊
	全国	4.2冊	4.5冊	4.3冊	4.7冊	調査未実施	

※高校生は計画策定時のみ調査しているためデータなし

イ. 本を読むのが好き、どちらかといえば好きと回答した児童生徒を合わせると、小学生は78.2%、中学生は70.9%、高校生は78.1%で、多くの児童生徒が読書に対して好感を持っています。

本を読むことが好きか

単位 (%)



ウ. 本を読むのが好きか嫌いかで、本の読書冊数に大きな差があり、小学生の場合、本を読むのが好きと回答した児童の月間読書冊数は 12.1 冊で、くらいと回答した児童は 2.3 冊となっています。中学生も同様に、本を読むのが好きと回答した生徒の月間読書冊数が 5.8 冊、くらいと回答した生徒は 0.5 冊となっています。

エ. 学校図書館の利用調査では、よく利用する、ときどき利用すると回答した割合は、小学生では 55.4% と半数以上になっているのに対し、中学生では 21.4%、高校生では 37.0% となっています。

利用しない理由を見ると、小学生と中学生は「本は買うことが多いから」が一番多いのに対して、高校生は「行く時間がないから」が一番多くなっています。

学校図書館利用

単位 (%)

区分	よく 利用する	ときどき 利用する	あまり 利用しない	利用した ことがない	無回答
小学生	16.3	39.1	35.2	8.6	0.8
中学生	4.3	17.1	39.6	38.1	0.9
高校生	11.2	25.8	29.8	33.2	0.0

②学校に対する調査結果から

- ア. 朝の読書（10分間読書）等を実施しているのが小学校で46校中39校（84.8%）、中学校で23校中10校（43.5%）となっており、教科外での学校教育活動にも読書が取り入れられているといえます。
- イ. 学校図書館の開いている時間は、小学校では「常時開いている」が21校（45.7%）で、昼休みについては46校すべてが開館しています。中学校でも「常時開いている」は0校ですが、昼休みは23校すべてが開館しています。このことは、読書活動推進の実績ととらえています。今後は、授業中も含めた常時開館を問う設問は、学校施設の安全管理の実情から困難なため、見直しを検討します。

学校図書館の開いている時間はいつか

学校区分	調査年	学校数	常時 開いている	一定時間 開いている
小学校	令和2年 (2020年)	46校 (100.0%)	21校 (45.7%)	25校 (54.3%)
	平成28年 (2016年)		37校 (80.4%)	9校 (19.6%)
中学校	令和2年 (2020年)	23校 (100.0%)	0校 (0%)	23校 (100.0%)
	平成28年 (2016年)		1校 (4.3%)	22校 (95.7%)

3 第3次計画の成果指標達成状況

第3次計画で設定した成果指標は次のとおりです。

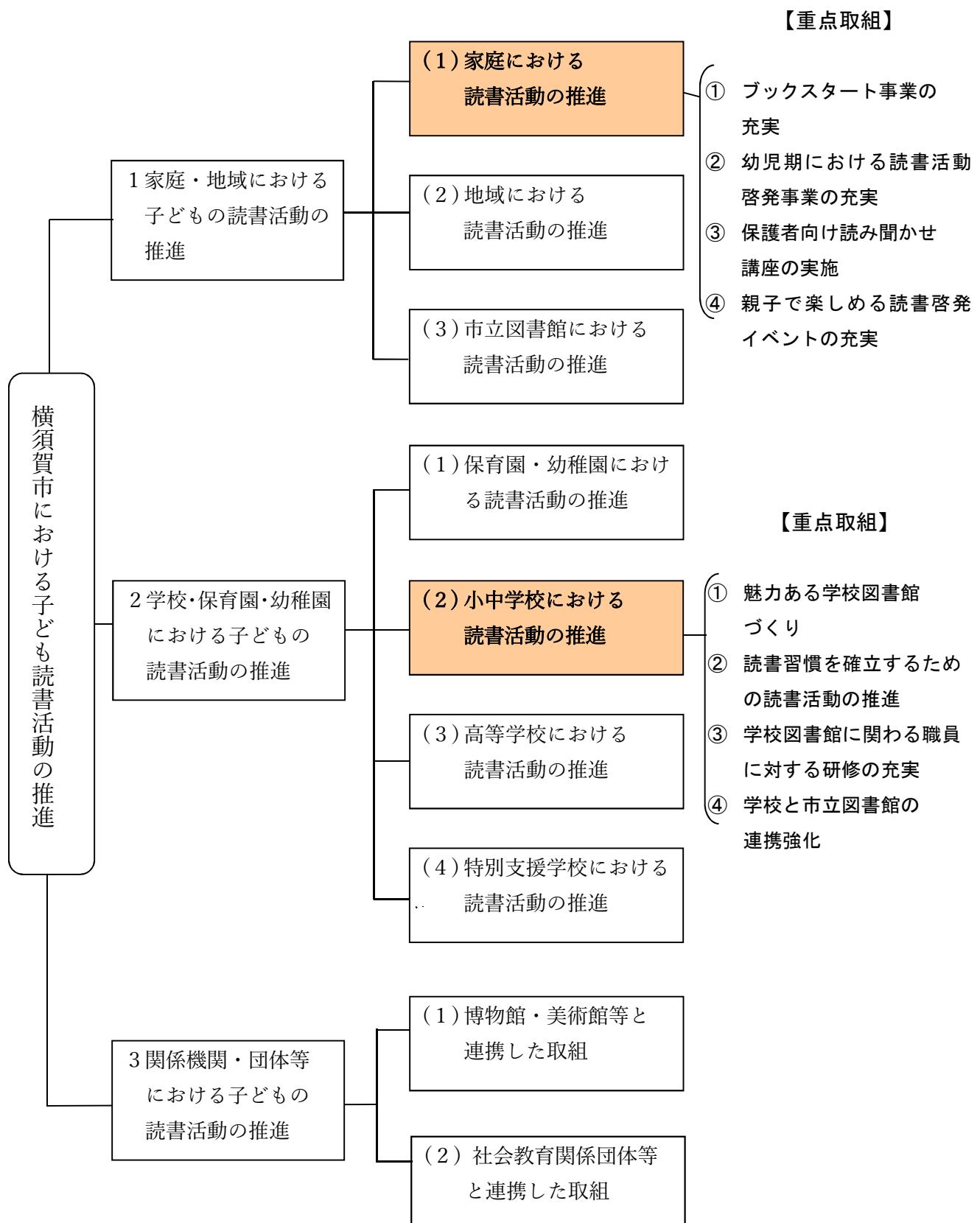
令和2年度は、新型コロナ感染拡大予防の影響で、学校の休校や、市立図書館・学校図書館の休館期間があり、読書を推進する環境が整わない時期もありました。この影響が大きく、開始年度を下回る指標もありました。

第3次計画の成果指標と実績

	指 標		単位	現 状 値 平成 28 年度 (2016 年度)	実 績 令和 2 年度 (2020 年度)	目 標 令和 3 年度 (2021 年度)
1	1カ月間の平均読書冊数	小学生	冊	7.5	7.6	9.8
		中学生	冊	3.9	2.7	5.1
2	1ヶ月に1冊以上本を読む子どもの割合	小学生	%	88.9	88.5	96.0
		中学生	%	58.1	65.3	72.0
3	市立図書館における児童書の貸出冊数		冊	459,616	391,610	488,000
4	子どもに本の読み聞かせをした割合		%	30 年度 (2018 年度) 77.6	80.7	90.0
5	市立図書館の本を調べ学習等に活用している学校の割合	小学校	%	58.7 (27校／46校)	58.7 (27校／46校)	100 (46校／46校)
		中学校	%	17.4 (4校／23校)	21.7 (5校／23校)	100 (23校／23校)
6	子どもが行ける時間帯には学校図書館が常に開いている学校の割合	小学校	%	80.4 (37校／46校)	45.7 (21校／46校)	100 (46校／46校)
		中学校	%	4.3 (1校／23校)	0 (0校／23校)	34.8 (8校／23校)

参考

《第3次計画における取組の体系》



4 第3次計画の成果と課題

第3次計画では、基本方針の中から、「家庭における乳幼児に対する取組」と「小中学生に対する取組」を重点としました。それぞれの重点における取組事業の成果と課題は以下のとおりです。

(1) 重点1【家庭における読書活動の推進】

①取組事業と成果

- ・ブックスタート事業の充実（市立図書館）

成果 BCG集団予防接種事業と合同開催のため、100%近くの赤ちゃんと保護者に絵本等のブックスタートパックを配付し、読み聞かせを行い、家庭の読書環境づくりの支援を実施しました。（新型コロナ感染拡大予防のため、読み聞かせを中止した期間があります。）

- ・幼児期における読書啓発事業の充実

(市立図書館・こども健康課) **拡充事業**

成果 幼児向けブックリストの配付事業を、3歳児健診事業と合同開催として実施したため、「3歳・4歳・5歳用のブックリスト」と利用案内の配付を100%近く実施できました。

- ・保護者向け読み聞かせ講座の実施（市立図書館）

成果 市立図書館で、親子参加のおはなし会において、読み聞かせの大切さや実施方法についてアドバイスを伝えました。

- ・親子で楽しめる読書啓発イベントの充実（市立図書館）

成果 人形劇、絵本作家とのワークショップ、本のレンタルセットなど、様々なイベントを実施して、親子で図書館に来館し、図書館と本に親しむ企画を実施しました。

②課題

乳児期・幼児期への取組は、読書習慣の基礎を築く大事な時期であることから、今後も継続して取り組む必要があります。

ブックスタート事業は、読み聞かせの会場が隣接でなくなったことから、読み聞かせの体験を希望する保護者が減少する傾向にあります。また、新型コロナ感染予防のため、各種イベントごとの定員を縮小するなど、参加人数が減少する傾向にあります。今後は、新しい時代に対応した事業展開の工夫が求められます。

(2) 重点2【小中学校における読書活動の推進】

①取組事業と成果

- ・魅力ある学校図書館づくり（教育指導課）

成果 学校司書を全小学校と中学校8校に配置し、学校図書館の質の向上に努めました。具体的には、図書を購入する際、司書教諭とともに選書を行い、魅力ある配架の工夫なども実施しました。

授業で活用できる図書が充実したことにより、授業での学校図書館の利用が活発になりました。

- ・読書習慣を確立するための読書活動の推進（教育指導課）

成果 市立学校で読書感想文・読書感想画コンクール等様々な取組を実施し、読書感想画展で作品を公表することにより、読書の楽しさや読書が果たす役割について、子どもをはじめとする市民に広めることができました。

- ・学校図書館に関わる職員に対する研修の充実（教育指導課）

成果 学校司書については、年間を通して複数回の研修及び情報交換会を実施し、司書教諭や学校図書館担当者向けの研修も実施し、読書活動推進の啓発を行いました。

- ・学校と市立図書館の連携強化（市立図書館・小中学校）**拡充事業**

成果 市立図書館が作成したブックリストを、夏休み前の児童生徒に全員配付するなど、読書の時間を持つる時期に連携して効果的な啓発を実施しました。

市立図書館の蔵書を、学校の授業で利活用できるよう、特別貸出カード（50冊まで1か月貸出し）で借りた本を、宅配便を使って貸し出す「学校配送便」を実施しました。

②課題

現代の児童生徒は、余暇時間が少ない傾向にあるため、学校で実施する読書活動の推進が非常に効果的です。しかし、毎日の朝読書などを市内の学校全体で取り組むことについては、学校ごとに取り組む優先順位が異なるため、困難な状況です。

発達段階に応じた読書活動推進のアプローチが必要となるため、事業内容を小学校・中学校・高等学校・特別支援学校と個別の検討が必要です。

(3) 第4次計画に向けた課題

① 第3次計画では、乳幼児と小中学生への読書活動を推進する事業を重点として取り組みました。しかし、中学生や高校生を対象とした事業が少なかったため、第4次計画では、その拡充が課題となります。

例えば、横須賀市立図書館のホームページを活用して、ヤングアダルト書籍（中高生向け書籍）を紹介するなど、市立図書館や学校図書館に行く時間を作ることが難しい中高生に対応した事業の検討が必要です。

② 読書活動推進の一翼を担う電子書籍の導入が検討課題となります。市内小中学生に1人1台の端末が導入されたことから、デジタル書籍の活用方法を検討することが必要です。

ただし、電子書籍の活用に際しては、対象年齢を考慮する必要があります。乳幼児期の五感で読書をする（言葉を覚える）時期には、紙の本や、読み手の声を届ける必要があります。保護者など大人との対面による、表情や雰囲気が伝わるやりとりを大切にすることも必要です。

～横須賀市の児童生徒の読書実態調査から～

電子書籍の利用



③ 子どもの読書に対する興味・関心が広がるような市立図書館の環境整備が必要です。子どもの主体的な学習の場としての市立図書館の役割や、学校図書館に行く時間がない中高生へ、市立図書館ホームページでの図書情報提供など、ハード・ソフト両面での環境整備が課題です。

- ④ 指標の見直しが必要です。読書のとらえ方が時代と共に変化しているため、読書に電子書籍を含めるかなど、言葉の定義を明確にすることや、近年、若年層の人口減少が著しいことを勘案した成果指標を設定する工夫が必要です。
- ⑤ 障害の有無にかかわらず、すべての子どもが読書による文字・活字文化の恩恵を受けることができるようにするための取組の検討が必要です。
- ⑥ 新しい生活様式（※1）に対応した、事業内容の検討が必要です。

（※1）新しい生活様式とは、新型コロナ感染拡大予防策を実施する新たな生活ルール（換気、人ととの距離を保つ、マスク着用、飛沫を遮断するアクリル板やビニールシートの設置など）

第3章 第4次計画の具体的な取組

1 基本方針・目標

ブックスタート事業の開始やおはなし会の充実等により、新生児から未就学児童、小学校低学年児童への取組に重点が置かれていた第1次計画に続いて、第2次計画では小学生、中学生への取組に重点を置き、学校図書館に関する取組の充実が図られました。さらに第3次計画では、乳児から未就学児への取組を重点に加え、3歳児健康診査時のブックリスト配付を開始するとともに、学校配達便の新設などの成果をあげることができました。

第4次計画では、以下の総合的な目標のもと、子どもの発達段階に応じた取組の体系とします。そして、発達段階ごとに目標と重点を掲げ、一人一人の子どもを取り巻く状況や個性に応じた、子ども読書活動の更なる推進を図ることとしました。

第4次計画の目標

「子ども自らが本と出会い・楽しみ・学ぶ、豊かな読書活動の推進」

2 対象

0歳から18歳までを対象とします。

3 計画の期間

令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

4 第4次計画 取組の体系

	目標・重点	主な事業
子どもの発達段階に応じた取組	乳児期 目標：家庭における読書活動への支援 重点：・ブックスタート事業 • わらべ歌や手遊びを取り入れたおはなし会	• ブックスタート事業 • 図書館デビュー応援事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> おはなし会 (わらべ歌や手遊びの伝承) </div>
	幼児期 目標：時期と個性にあった本との出会いへの支援 重点：・ブックリスト配付 • 図書館等の各種イベント	• 幼児へのブックリスト配付 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> • 親子で楽しめるイベント • 市立図書館の見学会 </div>
	小学生 目標：自ら本に親しむことができる児童の育成 重点：・学校図書館の利活用 • 学校と市立図書館の連携	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> • 学校図書館の学習活動での利活用 • 学校と市立図書館の連携 • 児童生徒の読書活動に関わる人材の充実 • 学校の実態に応じた読書関連イベント等 </div>
	中学生 目標：読書を通じて自分の世界を広げができる生徒の育成 重点：・学校図書館の利活用 • 学校における読書活動	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> • 市立図書館における中高校生向けイベント • 市立図書館ホームページ等における高校生向け読書関連情報の発信 </div>
	高校生 目標：読書を通じて人生を豊かにできる生徒の育成 重点：・市立図書館から高校生向け読書情報の提供 • 市立図書館における高校生向けイベント	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> • 電子書籍の利活用 </div>
	読書活動推進における環境整備 • 市立図書館の整備と蔵書の充実 • 関係団体との連携（社会教育関係・読書ボランティア団体） • さまざまな障害のある子どもや、外国語を母国語としている子どもへの読書環境の整備	• 市立図書館の整備と蔵書の充実 (電子書籍の導入検討) • 関係団体との連携（社会教育関係・読書ボランティア団体・点字図書館） • 外国語・バリアフリー図書の整備

5 成果指標（数値目標）

	指 標	単位	現 状 値 令和2年度 (2020年度)	目 標 令和7年度 (2025年度)	目標値の 設定理由
1	1カ月間の 平均読書冊数	小学生	冊	7.6	9.6
		中学生	冊	2.7	4.7
2	自分で興味を持って 選んだ本を1カ月に 1回以上読んだ子ど もの割合 ※2	小学生	%	※3 88.5	100
		中学生	%	※3 65.3	100
3	市立図書館における 児童書の貸出冊数	冊	391,610	400,000	計画全体の効果を図る指標として設定するものです。
4	中学生以下人口1人当たり の市立図書館における 児童書の貸出冊数（新設）	冊	8.7	10.0	1. 平均読書冊数は、小中学生とも2冊の増加を目指します。 2. すべての子どもが自発的な読書経験ができるこことを目指します。
5	本を読むことが 好きな子どもの 割合 (新設)	小学生	%	78.2	88.2
		中学生	%	70.9	80.9
		高校生	%	78.1	88.1
6	市立図書館と 連携した学校 の割合	小学校	%	69.6 ※4 (32校/46校)	100 (46校/46校)
		中学校	%	39.1 ※4 (9校/23校)	100 (23校/23校)
7	学校図書館が日常 的に開いている学 校の割合（試験期 間など、特別な期 間を除き、毎日一 定の時間を開館し ている割合）	小学校	%	45.7 ※5 (21校/46校)	100 (46校/46校)
		中学校	%	0 ※5 (0校/23校)	100 (23校/23校)

(※2) 「自分で興味を持って選んだ本」とは、課題図書、書評、ブックリストなどの情報に基づき、その中から自分で本を選んだ場合を含む

(※3) 現状値は「1カ月に1冊以上本を読む子どもの割合」

(※4) 現状値は「市立図書館の本を調べ学習等に活用している学校の割合」

(※5) 現状値は「子どもが行ける時間帯には学校図書館が常に開いている学校の割合」

6 主な事業内容

子どもの発達段階に応じた取組

(1) 乳児期

「家庭における読書活動への支援」を目標とします。

「ブックスタート」について、乳児健診時に参加できなかった赤ちゃんと保護者を対象にした、児童図書館でのフォローアップの読み聞かせを実施します。また児童図書館で、妊産婦や乳児の保護者を対象にした「図書館デビュー応援事業」を新規に実施します。さらに、市立図書館において、わらべ歌や手遊びなどを取り入れた「おはなし会」を拡充して実施します。

- ・ブックスタート事業 中央図書館
- ・図書館デビュー応援事業（妊産婦・乳児の保護者を支援）（新規） 中央図書館
- ・わらべ歌・手遊びなどを取り入れたおはなし会（拡充） 中央図書館

【コラム1】

～保育園の取組～

子ども達と絵本を読む時、応答的関わりを大切にしています。大人が一方的に読み聞かせをするのではなく、子ども達と対話しながら一人一人が満足できるような関わりをしています。また、子ども達の興味や季節にあった本が、手に取りやすいような環境を作っています。

小さい時からの経験の積み重ねが、本への興味・関心につながり、学びの芽生えになるとを考えています。



(2) 幼児期

「時期と個性にあつた本との出会いへの支援」を目標とします。

3歳児健診受診時の「ブックリスト」配付、図書館やコミュニティセンター、愛らんどでの「おはなし会」の実施、市立図書館での「親子で楽しめるイベント」の実施等により、本と親しみ、本と出会う機会を増やします。市立図書館における「おはなし会」については、わらべ歌や手遊びなどを取り入れて実施します。

- ・わらべ歌・手遊びなどを取り入れたおはなし会(拡充) 中央図書館
- ・3歳児健診時のブックリスト配付と市立図書館イベント情報等の発信 こども健康課・中央図書館
- ・親子で楽しめるイベント 地域コミュニティ支援課・各行政センター・保育課・中央図書館
- ・市立図書館の見学会 中央図書館

【コラム2】

～おうちでおりがみ（市立図書館の新生活様式でのイベント）～

毎年夏休みに実施する、「夏休みおりがみ教室」を、令和2年度から、教室形式ではなく、「折り紙」とセットでおりがみの本を貸出し、希望者には作品を図書館へ持参していただき、図書館内へ展示する形式に変更しました。

がんばって作った作品を、持参したり、親子で見に来たりと、図書館への来館機会を増やすことにもつながり、市民にも好評でした。新型コロナウイルス感染予防を踏まえた新生活様式の中、イベントの実施方法も工夫が必要となります。



(3) 小学生

「自ら本に親しむことができる児童の育成」を目標とします。

「学校図書館の利活用」を推進します。そのために、司書教諭・学校司書を対象とした研修を実施するなど、「児童の読書活動に関わる人材の充実」を図ります。また、「読書感想文コンクール」「読書感想画展」など、学校の実態に応じたイベント等を実施することにより、学校全体で読書に取り組むことができる環境づくりを目指します。さらに、市立図書館の蔵書を授業等に活用できるよう、学校と市立図書館の連携を充実させます。学校において1人1台端末が導入されるため、電子書籍の利活用について検討します。

- ・親子で楽しめるイベント 中央図書館
- ・市立図書館の見学会 中央図書館
- ・学校図書館の学習活動での利活用 教育指導課
- ・小学校と市立図書館の連携（学校配達便など） 教育指導課・中央図書館
- ・児童の読書活動に関わる人材の充実 教育指導課・中央図書館
- ・学校の実態に応じた読書関連イベント等 教育指導課
- ・1人1台端末を活用した電子書籍の利活用の検討（新規）
中央図書館・教育指導課

【コラム3】

～学校図書館での取組～

学校司書や学校図書館ボランティアの取組により、学校図書館の環境整備が進んでいます。また、メディアステーションとしての機能を意識した学校図書館の充実に取り組む事例も見られます。今後は感染症対策を学校図書館において、継続して実施することが大切になります。

「本を読むことが好き」「学校図書館での授業が楽しい」「みんなにお気に入りの本を薦めたい」そんな子どもたちが増えると同時に、先生方の授業づくりを支援していくような場所になることを目指します。



学校図書館での授業



森をイメージした整備



学校司書と授業の打合せ

(4) 中学生

「読書を通じて自分の世界を広げることができる生徒の育成」を目指します。

中学生についても、「学校図書館の利活用」を推進します。また、生徒が自分の世界を広げる本と出会う機会を作れるよう、学校の実態に応じた読書に関連するイベント等の実施を推進します。さらに、学校と市立図書館の連携を充実させます。学校において1人1台端末が導入されるため、電子書籍の利活用について、検討します。市立図書館において、中学生が参加できる読書に関するイベントを実施します。

- ・学校図書館の学習活動での利活用 教育指導課
- ・中学校と市立図書館の連携（学校配達便など）教育指導課・中央図書館
- ・生徒の読書活動に関わる人材の充実 教育指導課・中央図書館
- ・学校の実態に応じた読書関連イベント等 教育指導課
- ・市立図書館における中高校生向けイベント（拡充）中央図書館
- ・1人1台端末を活用した電子書籍の利活用の検討（新規）中央図書館・教育指導課

【コラム4】

～大学生が勧める中高生の本（市立図書館での中高生へむけたイベント）～

秋の読書週間に合わせて、関東学院大学司書課程の学生の方々が中高生にすすめる本をPOP（広告）を使って紹介しています。

イラストやロゴのデザインとわかりやすい文章説明があるので、大変好評です。



(5) 高校生

「読書を通じて人生を豊かにできる生徒の育成」を目標とします。

高校生におすすめする本の情報等を市立図書館ホームページで発信します。また、市立図書館における電子書籍の検討など、インターネット環境での読書環境の充実を目指します。さらに、市立図書館において、高校生が参加できる読書に関するイベントを実施します。

- ・市立図書館における中高校生向けイベント（拡充） 中央図書館
- ・市立図書館ホームページ等における高校生向け読書関連情報の発信
（新規） 中央図書館
- ・市立図書館での電子書籍の検討（新規） 中央図書館

環境整備

(6) 市立図書館の充実

子どもの読書に対する興味・関心が広がるよう、図書館ホームページ等において図書情報の充実を図ります。また、図書館ホームページに中高生向けページを設置するとともに、市立図書館において中高生向けコーナーの設置を検討します。さらに、市立図書館における電子書籍の導入について検討します。

- ・市立図書館の整備と蔵書の充実 （電子書籍の導入検討（新規）） 中央図書館

【コラム5】

～児童図書館の環境整備～

児童図書館は、令和3年度に修繕工事を兼ねたリニューアルを実施しました。

絵本のコーナー全体がリニューアルされ、2部屋だったものが1つに繋がり、靴を脱いだまま、2つのエリアを行き来できるようになり、利用者が使いやすくなりました。

同時に「よかった　ありがとう。」文庫をオープンし、いただいた寄附により購入した絵本 約1,700冊が、子どもたちを迎えてます。



(7) 関係機関・団体との連携

社会教育施設（博物館・美術館）との連携では、博物館職員が講師を務める図書館イベントや、美術館の企画展と連携したブックリストの作成などを実施します。

市立図書館の読書ボランティア活動を支援するため、「読書ボランティア育成講座」を実施し、読書ボランティアの活性化を推進します。

- ・関係団体との連携（社会教育関係・読書ボランティア団体・点字図書館）

中央図書館

(8) さまざまな障害のある子どもや、外国語を母国語としている子どもへの読書環境の整備

市立図書館において、さまざまな障害のある子どもや外国語を母国語としている子どもが利用しやすい形式で本の内容にアクセスできるよう、バリアフリーの図書や英語をはじめとする外国語の絵本を充実させ、さまざまな蔵書があることをホームページで発信します。

- ・外国語・バリアフリー図書の整備

中央図書館

【コラム6】

～バリアフリー図書～

文部科学省が2012年に実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」によると、学習や生活の面で特別な支援が必要とされる児童生徒が通常学級に6.5%在籍しています。

一人一人の子どもの特性にあわせて、読みやすさや分かりやすさを実現する次のような図書（バリアフリー図書）を整備することが大切です。

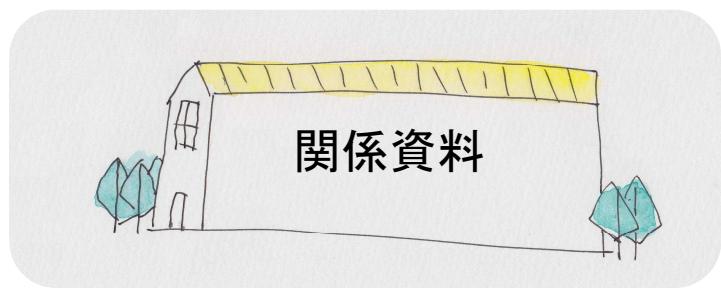
- ・おもに聴覚を活用する図書
- ・おもに視覚を活用する図書
- ・おもに触覚を活用する図書
- ・子どものニーズに応じた、わかりやすい文章や写真、絵などで構成されている図書



点字プリンタ

7 進行管理

成果指標と重点事業について、その進捗を確認し、成果を検証することにより、目標に向けての進行管理を実施します。



関係資料

1 根拠法令

(1) 子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

※_____は、関係箇所を示すため、横須賀市教育委員会で記載したものです。

2 計画の検討体制

(1) 横須賀市子ども読書活動推進計画改定検討委員会

横須賀市子ども読書活動推進計画の改定検討を行う組織で、学識経験者、専門的知識を有する者、関係団体の代表者、公募市民、小中学校の校長で構成し、計画の内容を専門的、総合的に検討しました。

◎=委員長 ○=副委員長

	氏名	役職
◎ 1	千錫烈	学識経験者 (関東学院大学社会学部 教授)
2	横倉久	専門知識を有する者 (国立特別支援教育総合研究所 情報・支援部 上席総括研究員)
3	川口香世	子ども読書活動推進実践者 (よこすかおはなし会 ボランティア代表)
4	岩間数子	市民委員
5	金崎敬子	市民委員
○ 6	伊藤英幸	市立小学校校長会代表 (長浦小学校校長)
7	河合健治	市立中学校校長会代表 (坂本中学校校長)

(2) 子ども読書活動推進計画改定検討プロジェクト会議

こども育成部および教育委員会事務局の職員による庁内組織で、計画案などを検討しました。

横須賀市子ども読書活動推進計画改定検討委員会条例

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項に規定する市町村子ども読書活動推進計画として策定された横須賀市子ども読書活動推進計画の改定に関し、教育委員会の諮問に応ずるため、本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市子ども読書活動推進計画改定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、学識経験者、専門的知識を有する者、関係団体の代表者並びに小学校及び中学校の校長のうちから教育委員会が委嘱する。

(委員長等)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(その他の事項)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

子ども読書活動推進計画改定検討プロジェクト会議設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第8条第1項に規定する子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画として策定した横須賀市子ども読書活動推進計画の改定の検討を行うため、教育委員会事務局等事務分掌規則（平成10年教育委員会規則第3号）第23条の規定に基づき、庁内に子ども読書活動推進計画改定検討プロジェクト会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、横須賀市子ども読書活動推進計画の改定について検討を行い、計画案を作成する。

(組織)

第3条 会議は、構成員6人以内をもって組織する。

2 構成員は、別表に掲げる課等の職員のうちから教育委員会が任命する。

(会議のリーダー等)

第4条 会議にリーダー及びサブリーダーを置く。

2 リーダー及びサブリーダーは、教育委員会が指名する構成員をもって充てる。

3 リーダーは、会務を総理し、会議の議長となる。

4 リーダーに事故があるときは、サブリーダーがその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、リーダーが招集する。

2 会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、中央図書館において行う。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、リーダーが定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年2月17日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

こども育成部保育課 教育委員会事務局教育総務部教育政策課 同生涯学習課

同中央図書館 同児童図書館 教育委員会事務局学校教育部教育指導課

3 計画の検討経過

(1) 検討スケジュール

令和2年(2020年)	12月	児童生徒の読書実態調査実施
令和3年(2021年)	2月	第1回子ども読書活動推進計画改定検討プロジェクト会議
	3月	第2回子ども読書活動推進計画改定検討プロジェクト会議
	5月	第3回子ども読書活動推進計画改定検討プロジェクト会議
	6月	第1回子ども読書活動推進計画改定検討委員会
	29日	第4回子ども読書活動推進計画改定検討プロジェクト会議
	7月	第5回子ども読書活動推進計画改定検討プロジェクト会議
	30日	第2回子ども読書活動推進計画改定検討委員会
	10月	第6回子ども読書活動推進計画改定検討プロジェクト会議
	28日	第3回子ども読書活動推進計画改定検討委員会
	11月	教育委員会定例会（11月） 計画素案を報告
令和4年(2022年)	12月 10日～	「横須賀市市民パブリック・コメント手続条例」に基づき、「第4次横須賀市子ども読書活動推進計画」に対する市民意見募集
	1月 6日	「第4次横須賀市子ども読書活動推進計画」に対する市民意見募集
	13日	第7回子ども読書活動推進計画改定検討プロジェクト会議
	21日	第4回子ども読書活動推進計画改定検討委員会
	2月	第4次横須賀市子ども読書活動推進計画を決定
	3月 3日	教育委員会定例会（3月） 計画を報告
	7日	パブリック・コメント手続の結果を公表

第4次横須賀市子ども読書活動推進計画

令和4年度（2022年度）～令和7年度（2025年度）

策定年月 令和4年（2022年）2月

策 定 横須賀市教育委員会

（担当 教育委員会事務局中央図書館）

〒238-0017 横須賀市上町1-61

TEL：046-822-2202 FAX：046-823-4200

E-mail : cl-bes@city.yokosuka.kanagawa.jp